

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室
				担 当 職 員 阿久根由美子
日 時	平成26年5月15日(木曜日)		開 議	午後 1 時 0 0 分
			閉 議	午後 2 時 5 5 分
出席委員	湊 ○ 藤本 並河 中村 馬場 菱田 中澤 石野 <明田議長、小島副議長>			
執行機関 出席者				
事務局 出席者	藤村局長、山内次長、山崎係長、三宅主任、阿久根			
傍聴	可	市民 0 名	報道関係者 0 名	議員 1 名(井上)

会 議 の 概 要

1 3 : 0 0

〔湊委員長 開議〕

1 定数・報酬について

(1) 定数と報酬額について

<事務局長>

全員協議会での意見を事務局で検証したのがあり説明する。

・費用弁償支給は地方自治法 203 条で「支給できる。その場合は条例で定めなければならない。」と規定されている。交通費は費用弁償に含まれる。本市では費用弁償支給の条例を廃止したので交通費の支給は出来ない。

・政務活動費での交通費支給は、条例に定められた充当範囲外でできない。

・定数については全国の市議会のほとんどが偶数で、府下では京都市会、京田辺市議会のみ奇数である。奇数の場合は、本会議採決において賛否同数で議長裁決が多くなると議長の中立性の面で案じられる。十分議論願う。

<湊委員長>

全員協議会で全議員の意見を聞いた。会派の最終判断を聞かせてもらう。

<菱田委員>

定数は減数で、減数になれば報酬を増額。

<馬場委員>

常任委員は 8 人で。委員長裁決もよくない。市域の広大な市議会ほど削減していない。定数削減はしなくてよい。報酬は議員活動で判断するべきで、現行又は増額。交通費支給は検討願う。客観的な意見を聞くため審議会等で意見を聞くべき。

<中村委員>

常任委員 7 人×3 委員会+議長、監査委員の 23 人。報酬は現行。政務活動費適用範囲の拡大を検討願う。

<中澤委員>

行革を進めているなか 2 名減はやむを得ない。所沢市議会のように下限として定めるべき。報酬は現行。人材確保、資質向上のため政務活動費増額の検討を願う。

<藤本副委員長>

定数は 23 人がよい。全て 7 人とせず 8 人の常任委員会も作り全体で 24 人にしても

よいと思う。報酬は 48 万円が希望であるが 45 万円。さらに政務活動費は月額 2 万円に。議会で第三者機関を設置すればよいと思う。

<石野委員>

30 人を 2 割削減し 24 人。減額分は議会提案の政策に充てる。報酬は定数とは別に議論する。

<湊委員長>

定数は 1 会派が現行、他は減数の意見である。報酬は現行又は増額の意見である。他は政務活動費増額等の意見である。定数は減数とすることよいか。

<馬場委員>

減数が多数であるが議運で採決をとるのではなく全ての意見を委員長が報告することによいと思う。

<湊委員長>

数字を出さないと進めない。

<馬場委員>

2～3 人の減数と増数で決すればよい。

<湊委員長>

減数の意見を 23 人か 24 人かのいずれかにまとめることはできないか。

<中澤委員>

増数は一部の意見で、市民理解も得られない。減数の人数を調整し決すればよい。

<菱田委員>

会派の意見は 2 又は 3 人減である。

<湊委員長>

議長の中立性を重んじ 24 人、常任委員数から導き 23 人の意見を調整したい。24 人でどうか。

<中澤委員>

24 人で調整できればと思う。

<中村委員>

会派では 1 常任委員会だけ 8 人はどうかという意見があった。24 人の意見が多いのならそれでよしとする。

<藤本副委員長>

市民が納得する根拠が必要。23 人がよいと思うが議長裁決を考えれば 24 人も否定できない。

<事務局長>

定数は偶数が多い傾向にあるということで、誘導する意味では述べていない。

<菱田委員>

24 人でよい。

<湊委員長>

24 人でもよいとの意見なので、定数は 24 人で報告したいがどうか。

<馬場委員>

あくまでも現行の意見である。全員協議会では 24 人か現行 26 人かで採決されたい。

<並河委員>

4 年前に 26 人が適正と決めた。総務文教常任委員会では条例提案を検討しており活動量が多い。減数が市民のためになるのか、もう一度考えてもらいたい。

<湊委員長>

今は方向性を出す段階にきている、理解願う。

< 石野委員 >

定数、報酬を毎期考えなくてもよいことをここで決定してほしい。

< 馬場委員 >

意見聴取で減数反対の意見があれば見直すのか。

< 湊委員長 >

意見を聞き判断するが、覚悟を持って決めるものである。採決をとる。

24 人に賛成者の挙手を求める。

[菱田委員、中村委員、中澤委員、藤本副委員長、石野委員賛成]

< 湊委員長 >

賛成多数で 24 人に決定する。次に報酬の検討に入る。

< 菱田委員 >

13 期の 45 万円に戻す。

< 馬場委員 > < 中村委員 >

現行どおり。

< 中澤委員 >

現行どおり。課長、部長の給料額は。

< 事務局長 >

部長になったところなら基本給は 44 万円より低い。

< 藤本副委員長 > < 石野委員 >

45 万円。

< 湊委員長 >

過去の報酬削減、費用弁償廃止はその時の雰囲気と流れで実施された。削減の場合冷静に判断しないと後に不満となる。

< 菱田委員 >

政務活動費の用途基準の拡大は難しい。活動は多忙になっている。

< 明田議長 >

費用弁償は 1 日 2,600 円で、多い時で 1 月 3 又は 4 日分支給されていた。

13 : 38

[休 憩]

13 : 43

< 菱田委員 >

資料の職員給与には手当が含まれているのか。月額か。

< 事務局長 >

期末、勤勉手当を除く手当を含めた月平均である。

< 菱田委員 >

1 万円以上の増額は難しい。元に戻すことで 45 万円にすればよい。

< 馬場委員 >

職員は給与を減額され、嘱託職員やアルバイト職員は 200 万円未満の年収である今の状況のなかで増額はお手盛りと言われる。自ら律する意味でも現行どおりでよい。

< 中村委員 >

今の時世のなかでの増額は市民理解が得られない。野田市議会は定数 28 人で 45 万

円であるが物価の高い地域である。本市の現状見れば 44 万円が妥当である。

< 中澤委員 >

全国的には減額の方である。議会の仕事をするには現行を維持するべき。

< 藤本副委員長 >

45 万円が妥当。京都府下では八幡市 47 万円、長岡京市 45 万円、宇治市 53 万 5 千円である。他市との比較は必要ないが、平成 8 年に報酬審議会を経て 45 万円と決定したものを行革で 1 万円減額し費用弁償もなくした。費用弁償を元に戻すのは難しい。議会改革が進み仕事が増えているので報酬を 45 万円に戻すべき。

< 石野委員 >

45 万円に戻してほしい。年金もなくなり可処分所得は少ない。

< 湊委員長 >

現行か 45 万円の意見である。さらに意見はないか。

< 中澤委員 >

増額は現状にそぐわず逆行である。減額の必要はない。議員の人材確保は報酬とは別の角度で考えるべき。

< 中村委員 >

1 万円の増額でどう変わるのか。定数削減の一方で増額するのはいかがか。45 万円に戻す根拠がよく分からない。

< 菱田委員 >

議員報酬の少ない市議会、定数の少ない市議会は議員の平均年齢が高いように思う。他に収入がないと議員は生活ができないという意見も聞く。より広い世代が議員になりまちづくりに取り組めることが重要である。

< 中村委員 >

年間 12 万円の増額で議員になろうと思うものか。もっと増額しないと議員になりたいとは思わない。

< 馬場委員 >

定数の多いときの方が立候補者は多かった。それも含めて報酬を考えるべきである。

< 湊委員長 >

増額を議会が決めた後の市長との協議について議長の考えは。

< 明田議長 >

44 万円の減額は報酬審議会に諮られ下げられたもので議会は提案していない。議会で意見がまとまればそれに基づき協議する。

< 中澤委員 >

現行なら説明できるが、増額の根拠は非常に難しい。

< 並河委員 >

定数を減らし報酬増額はおかしいとの意見もある。市民理解が得られない。活動量が多いのなら定数を減らすべきでない。

< 藤本副委員長 >

44 万円を可処分所得とするのなら 60 万円は必要である。今は 44 万円から社会保険料、税金が引かれる。これで若者が議員になるのは難しい。費用弁償支給は戻せないなのでその分を報酬 1 万円増額で考えればよい。

< 石野委員 >

H23 年に議員の年金制度はなくなった。今は事業主負担もなくなっており市の財政負担は軽くなっている。前改正は報酬審議会での議論の過程も聞かされず突然 1 万円減らされた。まずは元に戻してほしい。

< 湊委員長 >

報酬審議会が絶対ではない。

14 : 05

[休 憩]

14 : 10

< 湊委員長 >

採決を行う。

現行どおりの案に賛成者の挙手を求める。

[馬場委員、並河委員、中村委員、中澤委員賛成]

45 万円の案に賛成者の挙手を求める。

[菱田委員、藤本副委員長、石野委員賛成]

現行どおりに決定する。

定数改正は暫定的な定数として改正するのか、意見を。

< 菱田委員 >

議論の必要があると思う。16 期は 24 人で、それ以降も 24 人でよいのかは迷うところである。

< 馬場委員 >

所沢市議会のように暫定的にするべき。検証しないといけない。

< 中村委員 >

24 人で改正すればよい。

< 中澤委員 >

26 人ではなく 24 人が適正だと思っている。

< 藤本副委員長 > < 石野委員 > < 菱田委員 >

24 人で改正すればよい。

< 湊委員長 >

24 人に改正する。

(2) 意見聴取の方法について

< 湊委員長 >

パブリックコメント募集は決定している。他の方法について意見を。

< 菱田委員 >

広報広聴会議ではわがまちトークの提案もしていたが、今回は定数だけの意見聴取となるので、市内在住の有識者数名で議論してもらってはどうか。

< 馬場委員 >

各議会運営委員が推薦した参考人を呼んで意見を聞けばよい。

< 湊委員長 >

公聴会開催の意見である。

< 中村委員 >

有識者を参考人に意見を聞けばよい。人選は検討を。

< 中澤委員 >

市民意見はわがまちトークではなくパブリックコメント募集で聴けばよい。そのほ

かに有識者の意見を聴けばよい。

< 藤本副委員長 >

報酬改正なら有識者の意見が必要かと思うが、定数だけなのでパブリックコメント募集でよいのではないかと思う。

< 石野委員 >

有識者の意見は公平に聴けるようにするべきである。

< 中村委員 >

報酬審議会委員を参考に選べばどうか。

< 藤本副委員長 >

スケジュールはどうか。

< 事務局長 >

審議会諮問、答申には時間がかかる。公聴会の実施は更に難しい。参考人の意見聴取は期間が短縮される。

< 馬場委員 >

並行してパブリックコメント募集はどうか。

< 中澤委員 >

有識者の意見を聴きまとめてからパブリックコメントを募集するべき。

< 湊委員長 >

最終案をパブリックコメント募集すべきで、審議会諮問、公聴会の開催は難しい。参考人招致でどうか。

< 菱田委員 >

参考人で、有識者 3 名でよいと思う。

< 馬場委員 >

15 日程度で出来るなら審議会がよいと思うが、それ以上時間かかるなら市内に限らず地方自治法に詳しい大学の先生を含め 3 名程度でよいと思う。

< 中村委員 >

5 名で。

< 中澤委員 >

大学の先生含め 5 ~ 7 名で。

< 藤本副委員長 >

市内の大学の先生等 3 ~ 5 名で。

< 石野委員 >

市内の有識者 3 ~ 5 名で。

< 湊委員長 >

有識者を参考人にするという意見である。予算はあるのか。

< 事務局長 >

参考人なら予算はある。

< 湊委員長 >

市内在住を中心に有識者 3 ~ 5 名とする。選出案あれば事務局に連絡願う。

(3) 今後の進め方

[事務局長 説明]

< 湊委員長 >

全員協議会を開催されたい。

[6 月 2 7 日 (金) 午前 10 時 ~ 全員協議会開催決定]

< 湊委員長 >

全員協議会では検討の報告、質疑、採決の運びとするのか、意見を。

< 藤本副委員長 >

議運の報告でよいと思う。

< 馬場委員 >

議運で採決をした。全員協議会では報告になる。

< 湊委員長 >

前改正時は全員協議会で採決した。各議員に関わることである。採決で承認を得る必要があると思う。

< 馬場委員 >

議運で採決し本会議に上程するもので、全員協議会での採決は必要ない。

< 湊委員長 >

そのとおりだと思うが、各議員の身分に関わるものであり、皆が承知するためにも全員協議会で採決するべきだと考える。

< 石野委員 >

H18 年改正時は特別委員会で結論を出した。

< 湊委員長 >

全員が承知するためにも採決が必要である。

< 菱田委員 >

全議員の意思を確認しておくのがよい。

< 事務局長 >

素案確定には全員協議会の場が必要である。採決がよいのかは協議願うが、全議員が承知するためにも全員協議会のステップは必要である。

< 菱田委員 >

基本条例案作成のときにも全員協議会で了承を得た。

< 馬場委員 >

全員協議会は必要としても採決をとるのはどうか。

< 藤本副委員長 >

全員協議会で確認できればよいと思う。

< 湊委員長 >

報酬では意見が分かれるかもしれない。議運に持ち帰ることも想定されるので、全員協議会での意思確認が必要であると考ええる。

< 中澤委員 >

全員協議会で最終確認のため採決をとるのは当然である。

< 藤本副委員長 >

報酬はいま現行とするが議論は続けてもよいと思う。

< 湊委員長 >

全員協議会では必要により採決が行われることも承知願う。 — 全員了 —

2 その他

なし

散会 14 : 55

